

平成 26 年 7 月

育児休業給付金はどこが変わったのか

【質問】

来月から育児休業に入る予定です。育児休業中に支給される育児休業給付金が変わったと聞いたのですが、どう変わったのでしょうか。

【答え】

育児休業給付金は、育児休業中に雇用保険から支給される給付金です。支給対象者は、1 歳に満たない子を育てるために育児休業を取得する一般被保険者の方で育児休業の開始前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月が 12 か月以上ある方で男女を問いません。

また、パートタイム労働者などの期間を定めて雇用されている方は上記の条件に加えて休業開始時に同一の事業主に引き続き雇用された期間が 1 年以上あり、かつ、子が 1 歳に達する日を超えて引き続き雇用される見込みがあることが必要です（子が 2 歳までの間に労働契約の期間が満了し、更新されないことが明らかな場合は除く）。

育児休業が出来る期間は、原則、子どもが 1 歳になるまでの間で労働者が申し出た期間ですが、パパ・ママ育休プラス制度(※1)を利用する場合は 1 歳 2 か月まで、保育所に入所出来ない等の理由がある場合は 1 歳 6 か月までの延長が可能で、その間は育児休業給付金も支給されます。

支給申請の窓口はハローワークです。

今回の育児休業給付金の変更点は支給率の引き上げです。これまでは、休業開始前の賃金の 50% の給付率でしたが、育児休業開始から 180 日目までは 67% となりました。181 日目からは従来通り 50% となります。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以降に育児休業を開始する場合に限りです。

《支給率の変更》平成 26 年 4 月 1 日以降の育児休業
(変更前)50% ⇒ (変更後)180日目までは67%

※1 パパ・ママ育休プラス制度(※1)

母親とともに父親も育児休業を取得する場合、子どもが 1 歳 2 か月になるまで育児休業期間が延長される制度。詳細については鳥取労働局雇用均等室にお問合せ下さい。

(電話 0857-29-1709)

【ワンポイントアドバイス】

- ・雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金の支給を受けることができます。
- ・平成 26 年 4 月 1 日以降に育児休業を取得する場合、育児休業給付金の支給率が一部引き上げられました。